資料番号
Ｎｏ．１

（写）

令和４年７月13日

長野地方最低賃金審議会
　　会長　　倉﨑　哲矢　　殿

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会
委員長　倉﨑　哲矢

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和４年７月13日開催の当委員会において、令和４年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

１　長野県最低賃金について
（１）発効は、10月１日を目途に審議する。
（２）関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。
（３）結審は、審議会令第６条第５項を適用しない。
２　特定（産業別）最低賃金について
（１）発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。
（２）第１回の専門部会は全業種の合同部会とする。
（３）各専門部会は、３回を目途で結審とする。
（４）結審は、全会一致に限り審議会令第６条第５項を適用する。

以上